

オーストラリアの弁護士法人について

— ニューサウスウェールズ州の ILP を中心として — (2・完)

武士俣 敦*

目次

- I はじめに—オーストラリアの弁護士法人研究の意義
- II オーストラリア・ニューサウスウェールズ州弁護士制度の概観
 - 1. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の弁護士法制
 - 2. オーストラリア・ニューサウスウェールズ州の弁護士（ソリシター）の概要
(以上61巻4号)
- III オーストラリア・ニューサウスウェールズ州における弁護士法人とその規制
 - 1. ニューサウスウェールズ州における ILP の成立
 - 2. ILP の法的規制
 - 3. ILP と弁護士倫理
 - 4. ILP 規制の特徴と弁護士倫理の担保
- IV ニューサウスウェールズ州における ILP の現況と評価
 - 1. ILP の現況
 - 2. ILP の評価
- V 結び

(以上本号)

*福岡大学法学部教授

Ⅲ オーストラリア・ニューサウスウェールズ州における弁護士法人とその規制

1 ニューサウスウェールズ州における ILP の成立

ここでは、ILP が成立するまでの経緯をたどる。ILP は MDP とは法形式上は異なるけれども、弁護士業務の経営への非弁護士の関与という点で共通の、かつ核心的要素を含む事象である。この意味で、ILP は MDP のひとつの連続線上での発展形態とみることができる。MDP は ILP の先触れであった。そこで、MDP の誕生からの流れをたどる。

発端は、1985年8月、ロー・ソサイアティの内部の委員会である Law Reform Committee が⁶¹ MDP の導入の是非について具体的な問題提起を行ったことであろう⁶¹。その後、やはりロー・ソサイアティの内部の委員会である Professional Development Committee が MDP の導入を提言するディスカッション・ペーパーを作成し、1989年5月、それをロー・ソサイアティの代表機関である「カウンシル」(Law Society Council) が決議という形で承認した⁶²。これにより、方向付けは定まったといえる。その決議内容にはかなり具体的なレベルでの論点が含まれていた。例えば、MDP の対象となる異業種はロー・ソサイアティの承認にかかる会計士 (accountant) に限られること、会計士側への収益の分配割合が一定の制限を超えてはならないこと、MDP の会計士メンバーにも「弁護士職務規程」を含めて弁護士に関する法令の適用がなされるべきこと、などである⁶³。

⁶¹ Aboud, L., Multi-disciplinary Partnerships, 23 Law Society Journal 494, (August 1985).

⁶² 「カウンシル」は、ロー・ソサイアティの業務執行機関であり、メンバーから選挙または任命によって選出された任期3年の21人で構成される (The Law Society of New South Wales, Memorandum and Articles of Association, 8.1 (前出注28))。

⁶³ Directions, Multi-disciplinary partnerships: Should they be part of the legal profession's future?, 27 Law Society Journal 54-59 (October 1989).

事実上、MDPの解禁が決まったのは、1992年中頃、ロー・ソサイアティのMDP作業部会からの報告書を「カウンシル」がその勧告内容の実施に向けて採択したときであろう⁶⁴。その時点からロー・ソサイアティは弁護士法の改正に向けた動きをとることになった。前述したように、MDPは1993年の立法（Legal Profession Reform Act）による「1987年法」の改正という形で導入された（成立は11月）。ちょうどその法案の準備が司法省で進められていた頃と思われる1993年7月に、ロー・ソサイアティの「支部代表者会議」（Regional Presidents' Conference）が開催され、法案の中身が議題として審議され、MDPについても議論されている。そこでは、一部の参加者から「支部代表者会議」はMDPを支持しないようにロー・ソサイアティの「カウンシル」に助言すべしとの動議が提出されたが、否決された⁶⁵。

現行弁護士法の成立の経緯を述べた際にふれたように、ちょうどこの1993年立法の成立時期は、法曹界の外から規制改革の波が押し寄せた時期であった。連邦政府は、1995年、「全国競争政策」（National Competition Policy）を採択した。その結果、各州は反競争的な結果を生み出している諸制度の包括的な見直しに取り組むことになる。弁護士制度もその例外ではなかった。そして、州司法省による弁護士法の改正作業とは独立に、規制改革の立場から弁護士制度の改革を唱道したのが連邦法である「取引実務法」（Trade Practice Act）を所管する「取引実務委員会」（Trade Practice Commission）であった。1994年3月に公表された同委員会の報告書には弁護士制度にたいする多くの具体的な規制緩和策が盛り込まれた。そこにはMDPが含まれており、他にも法律業務への非弁護士参入規制の緩和、専門弁護士認定制度の

⁶⁴ Reports, Council opts to lift restrictions on multi-disciplinary partnerships, 30 Law Society Journal 51-52, (September 1992).

⁶⁵ Mitchell, A., Regional presidents' conference: Legal profession reform leads Regional Presidents' agenda, 31 Law Society Journal 73-74, (August 1993).

導入、報酬規程の廃止、広告の自由化などが挙げられていた⁶⁶。1993年立法は、この「取引実務委員会」の報告書の内容のかなりの部分を先取りして実現していたことになる。

ニューサウスウェールズ州におけるMDPの成立には規制改革という政策の影響が外発的な力として作用したことは疑いない。ただ、それとともに、ニューサウスウェールズ州のソリシター層の中に生まれた少なくとも1980年代中頃にさかのぼる内発的な力があつたことも確かであろう（他の諸州でMDPが実現するのは2000年代になってからである）。この2つの力がどのように絡み合つてMDPをもたらしただかを理解することは興味深いだが、ここではこれ以上掘り下げることはできない。

MDPの導入から5年後の1998年、今度はILPがアジェンダとして登場した。まず、「1987年法」の下で州司法長官の諮問機関として存在した“Legal Profession Advisory Council”⁶⁷の動きがあつた。そこにおいて弁護士法人の新しいあり方として、既存の「ソリシター法人」(Solicitor Corporation)⁶⁸の制約を取り外して会社法上の法人となることを認めるべきとの答申がなされたのである⁶⁹。すぐさま、それを拾い上げるようにして、司法長官府は「全国競争政策」にもとづく弁護士法の見直し作業の結果である報告書(National Competition Policy Review of the Legal Profession Act 1987)を発表した。

⁶⁶ この報告書の批判的検討を行った Farmer (前出注12) pp. 287-288は、改革提言の内容を14項目に整理している。

⁶⁷ 「1987年法」の制定時に創設され(58条)、2006年の弁護士法改正によって廃止されるまで存続した。司法長官によって任命されるメンバーから構成される。人数には変遷がある(当初は9人、後に11人)。バリスター、ソリシターのみならず、非法律家からの任命枠があつた(当初4人、後に5人)。

⁶⁸ 「ソリシター法人」は、1990年の弁護士法改正によって導入され、2000年のILPの導入により廃止された(「1987年法」172A条から172X条の削除)

⁶⁹ Shaw, J., Incorporation of legal practices under the Corporations Law, 36 Law Society Journal 68 (November 1998).

同報告書の記載は多面にわたるが、ILP が取り上げられているのは、第10章「ソリシターとバリスターの業務組織」と題する章においてである。結論として、次のような勧告が示されている（括弧内は第10章の中の項番号）⁷⁰。

・ソリシター（バリスターも）は、会社法の下での法人化を認められるべきである。そのような法人の業務目的やメンバー資格に制限が課せられるべきではないが、ただ、ソリシターの職務上および倫理上の義務を維持するための明文の規定が定められるべきである。（10.3）

・そうした法人に対して経営役員の大数が実務許可証をもつべきであるという要件を課するべきではない。ただ、規制は法人という形態に対してではなく、個々のソリシターに対して引き続き向けられるべきである。（10.4）

・法令において、経営形態の選択によってソリシターの職務上および倫理上の義務が損なわれないことを保障する規定を定める必要がある。また、規制の仕組みは、法人（MDP も同様に）内部のサービス供与者の義務が異なっていることを消費者に知らしめる保障をもつべきである。（10.5）

これを受けて司法長官は1999年末から法案の作成作業に入り、2000年11月に議会を通過し、2001年7月1日から施行となった。これにより、「1987年法」に追加条項として付加され、その後「2004年法」、そして現行「2014年法」に引き継がれている。

⁷⁰ NSW Department of Justice, National Competition Policy Review of the Legal Profession Act 1987: Final Report, 1998, available at http://www.lawlink.nsw.gov.au/report%5Clpd_reports.nsf/pages/ncpf_toc（最終訪問2016年11月26日）

2 ILP の法的規制

2-1. 経営形態の法的区分

現行の「オーストラリア弁護士法」（具体的にはニューサウスウェールズ州の「2014年法」）において、弁護士業務の経営形態（business structure）は次の5つに区分されている⁷¹。

- (a) 単独経営法律事務所（sole practitioner）
- (b) ロー・ファーム（law firm）
- (c) コミュニティ・リーガル・サービス
- (d) 弁護士法人（ILP）
- (e) 法人格のない法律事務所（unincorporated legal practice, ULP）

このうち、コミュニティ・リーガル・サービスは資力に乏しい個人を対象に法サービスを提供する非営利の組織であって、一般の顧客を対象とする他の4つの区分とはかなり性質を異にする。ロー・ファームとは、弁護士のみに構成されるパートナーシップをさす。それに対して、「法人格のない法律事務所」（以下、ULP と呼ぶ）とは、パートナーシップではあるが、そのパートナーは弁護士に限定されないという点でロー・ファームと異なっている。ILP、つまり弁護士法人は法人であってパートナーシップではないという点で、ULP とは異なる。しかし、その経営に非弁護士が参加するという点で、ILP と ULP は共通する。

既述のように、現行法以前には、パートナーシップとしてのMDPが経営形態の区分として条文上規定されていたが、今は存在しない。しかし、実質的に同じものが今ではULPという概念に置き換えられたといえる。経営形態、すなわち異業種間パートナーシップとしてのMDPではなく、ワンストップ・サービスとしてのMDPは、現在、ILPによってもULPによっても可

⁷¹ 「2014年法」6条に各経営形態の定義が示されている。

能である⁷²。そして、法律事務所 (law practice) は、その業務を行うにあたってこれらの経営形態のいずれを採用してもよい⁷³。

ところで、経営形態がどのようなものであれ、法律事務所を構成する人員には弁護士ばかりでなく、非弁護士も含む。その地位についての法律上の取り扱いをみてみよう⁷⁴。法律事務所の構成員全体を包含する広い法律上の概念として「アソシエイト」(associate)がある。ここには、(1)事務所の「プリンシパル」(principal)、すなわち、経営者弁護士、(2)事務所のパートナー、取締役 (director)、「オフィサー」(officer)⁷⁵、従業員 (employee)、または代理人 (agent)、そして、(3)事務所のコンサルタント弁護士の3種類が含まれる。

「アソシエイト」の中で、事務所経営の中心的役割をはたす地位が「プリンシパル」である。どの経営形態をとるにせよ、そこには必ず「プリンシパル」が存在する。ILPの場合には、「プリンシパル」は、弁護士登録をしており、かつ正規の手続によってその取締役に選任された者として定義されている。「アソシエイト」の上記2番目のカテゴリーは、弁護士である場合もあれば、弁護士でない場合もある。弁護士でない場合は、別に「非弁護士アソシエイト」(lay associate)という概念が設けられており、そこにも該当することになる。「非弁護士アソシエイト」には、この他にもう二つのカテゴリー、すなわち、弁護士ではない事務所のコンサルタントと、弁護士では

⁷² 同じくMDPと呼称されるが、異業種間パートナーシップは multi-disciplinary partnership、異業種協働は multi-disciplinary practice であり、区別される。

⁷³ 「2014年法」32条。

⁷⁴ 各々の地位は「2014年法」6条に定義されている。

⁷⁵ 「オフィサー」とは、「2014年法」の6条では「プリンシパルを含む」とだけ書かれていてわかりづらいが、「2004年法」の133条に「オーストラリア会社法 (Corporations Act)」9条の意味であると定義されているので、同旨であろう。そうすると、取締役を含んだより広い意味となる（その語義については、加納寛之『オーストラリア会社法概説』78-80頁（信山社、2014年）参照）。

なくして事務所の法律事務からの収入を共有する者を含んでいる。当然ながら、この「非弁護士アソシエイト」は非弁活動の禁止に抵触しない。具体的には、事務所の法律事務にたいする報酬を受領すること、それを他の者と共有することなど、一定の活動について違法性がないことが明記されている⁷⁶。その反面として、一定の条件を具備する個人を「非弁護士アソシエイト」にすることを禁止し、法律業務の経営から不適格者の排除を図っている。具体的には、「指定審判所」によって「不適格」(disqualification)の判定を受けた者、および重大な犯罪の有罪歴がある者の2つの条件である⁷⁷。

こうしてみると、オーストラリアでは、もちろん規制はあるけれども、法律業務の経営に非弁護士の関与を広く認めていこうという志向がみてとれる。ここに非弁規制への日本とは異なるアプローチの仕方が現われている。ILPもそうしたアプローチの具体的な顕現といえる。

2-2. ILPの法的要件と規制執行

(1) 法的要件

ILPは、見方によっては弁護士制度における規制緩和の最先端ともいえるが、無規制ではない。承認と規制における規制の側面を主な条文に即してみよう。

第1に、プリンシパルの必置要件である。ILPは法律事務所であると同時に会社法上の会社であるので経営機関として取締役会が存在することになるが、そのメンバーとして必ず少なくとも1人の弁護士が取締役として存在しなければならないということを意味する。この必置義務違反に対しては罰則

⁷⁶ 「2014年法」13条。

⁷⁷ 「2014年法」121条。ここでいう「不適格」とは、弁護士が懲戒処分等によって不適格とされるのとは別に、弁護士資格をもたない個人が法律事務所の構成員であることに不適格とされるものである(同法119条)。

が課せられる⁷⁸。

第2に、ILPの弁護士取締役は、いかなる経営形態においてであれプリンシパルが負わなければならない責任を負う。条文上、プリンシパルの責任として、2種類の「責任」（英語表記では“responsibility”と“liability”である）が法定されている。第1の種類の「責任」（responsibility）は、次の2つの事柄について合理的な措置をとらなければならない責任である⁷⁹。

- ①事務所の全弁護士が法令、その他の職務上の義務を遵守することの保障
- ②事務所による法サービスの提供が法令、その他の職務上の義務に合致していることの保障

第2の種類の「責任」（liability）は、事務所に法令上課されている義務の事務所による違反を、次の2つの条件の下で、プリンシパルが自らの責任として引き受けなければならない責任である⁸⁰。

- ①プリンシパルがその違反を知った上で容認した
- ②プリンシパルが、その違反に関わる行為に影響を及ぼす地位にあったか、もしくはありえたにもかかわらず、防止のための合理的な措置をとらなかった。

これは、自分の行為ではない雇用弁護士など他の構成員の行為に対してプリンシパルが、いわば“連帯責任”（vicarious liability）を負わされることを意味している。

これら2種類の「責任」は、いずれもプリンシパルにとっての懲戒事由となる。これは、現行法ではいかなる経営形態であろうと、そこにいるプリンシパルの責任とされているが、「2004年法」ではILPに関する規定の中で、現行法上でのILPのプリンシパルに相当する「2004年法」上の「弁護士取

⁷⁸ 「2014年法」105条。この規定は「2004年法」140条から引き継がれた。

⁷⁹ 「2014年法」34条。この規定は「2004年法」140条から引き継がれた。

⁸⁰ 「2014年法」35条。この規定は「2004年法」141条から引き継がれた。

締役」(legal practitioner director)の責任として規定されていたものである。つまり、「2004年法」において、ILP規制のために拡大されたILPの経営者弁護士の責任が、今ではILPを含めたあらゆる経営形態一般に普遍化されたことを意味する。

第3に、顧客に対する情報開示の義務である。ILPは法サービスだけでなく、それ以外のサービスも提供できる。そこで、両種のサービスの差異について顧客が区別して理解できるように一定の説明事項を定め、書面による説明を義務付けている⁸¹。

第4に、弁護士法と会社法との効力関係がある。法定されている諸経営形態の中で、ILPだけは弁護士法と同時に「会社法」(Corporations Act)の適用対象となる。そこで、この2つの法律の要求が矛盾する場合にどうするかという問題が生ずる。この解決のために、ILPに関する特定の条項を「会社法適用排除条項」(Corporations legislation displacement provision)とすることを可能にしている⁸²。このしくみは、抵触の程度において弁護士法の条項を優先させるものである。その目的は、ILPの弁護士の裁判所と依頼者に対する職務上の義務を株主に対する義務よりも優先させることにあるとされる⁸³。

(2) 規制執行

次に、ILPの業務遂行に対する規制の執行にかかわる仕組みについて、条文に即して見てみたい。2000年の改正後の「1987年法」、および「2004年法」の下で、ILPの規制のために考案された規制執行のしくみが、現行法の下では、すべての経営形態に及ぶものとして一般化されている。それは監査であ

⁸¹ 「2014年法」107条。この規定は「2004年法」146条から引き継がれた。

⁸² 「2014年法」113条。この規定は「2004年法」163条から引き継がれた。

⁸³ Mark, S. & T. Gordon, Innovations in Regulation: Responding to a Changing Legal Services Market, 22 Georgetown Journal of Legal Ethics 523, 2009.

るが、財務監査を含まないものであって、「法令順守監査」(compliance audit)と呼ばれる(256条)。監査の実施主体は、「指定規制機関」であるNSWコミッショナーであり、法律事務所が法令その他の職務上の義務を順守しているかどうかに関して監査を実行する。監査が実行された後、NSWコミッショナーが必要と判断した場合に、改善指示命令に相当する「管理システム指令」(management system direction)が監査対象の法律事務所にあてて発せられる。この「管理システム指令」とは、規制執行にとって重要な手段となるものである。その目的が⁸⁴、条文上、次のように定められている⁸⁴。

「管理システム指令とは、(a)本法、本法施行規程、その他の職務上の義務に合致して法律事務所 (law practice) による法サービスが提供されることを可能にする適切な管理システム (appropriate management systems) が導入され、維持されることを保障せしめ、並びに、(b)当該システム、およびそのシステムの順守に関して指定地方規制機関へ定期的に報告せしめるための法律事務所に向けられる指令である。」

上の条文中に盛り込まれている「適切な管理システム」(appropriate management systems、以下ではAMSという)という文言は、「2004年法」の下でのILPの規制執行にとって重要な意味をもつものであった。「2004年法」の下では、法令順守監査の中で、一般監査とは別に、現行法にはもはや存在しない「ILP監査」という監査カテゴリーが定められていた。これはAMSを対象とした監査であった。これまでに実際に行われてきた監査は、この「ILP監査」であるとともに、「2004年法」の下でのILPの規制執行の仕組みは基本的には現行法に継承されているので、「ILP監査」について述べて

⁸⁴ 「2014年法」257条2項

おく必要がある（なお、2015-16年期は現行法による監査の初年度にあたり、結果は2016年7月時点でまだ公表されていない）。

「2004年法」では、AMSはILPにのみ関係するもので、ILPに必置とされた弁護士取締役の義務の核心的要素であった。AMSは、ILPの弁護士取締役が、その導入と維持に責任を負うものとして法定されていたが、その目的は次の2点にあった⁸⁵。

- ① ILPによる法サービスの提供が弁護士の職務上の義務、および弁護士に関する法令上の義務にしたがってなされることを保障すること。
- ② ILPの弁護士構成員のそうした義務の履行が、ILPの非弁護士構成員によって影響されないことを保障すること。

そしてまた、AMSはとくにILP監査の具体的な焦点としても法定されていた⁸⁶。しかし、何がAMSであるかについて法律上に定義はなく、その要件充足の判断方法は規制執行の運用に任された。そこで、NSWコミッショナーは判断基準として「10の目的」(ten objectives) というものを定めた。これは、AMSの内容を特定の指示するというようなものではなく、健全な法律事務取扱いがなされているといえるためには実現されなければならないことを10個の項目にまとめたものである。これらの目的の順守の事実がAMSの存在を推定するものとされたのである。いくつかを具体的に列挙すると、次のようなものがある。

- ・「過誤の回避のための適格な事務遂行」(Negligence)
- ・「効果的で、時宜を得たていねいなコミュニケーション」(Communication)
- ・「遅延の回避のための時宜を得たサービスの供与」(Delay)
- ・「預り品等に関する適切な処理」(Liens/file transfer)

⁸⁵ 「2004年法」140条3項

⁸⁶ 「2004年法」670条2項(b) Note

- ・「報酬に関する合意と記録、および適切な請求等」(Cost disclosure/billing practices/termination of retainer)
- ・「利益相反のチェック」(Conflict of interests)
- ・「記録の管理」(Records management)

これらの各目的を実現するためにどのようなことを実施しているかを ILP は自己評価によって NSW コミッショナーに対して示さなければならない⁸⁷。

監査の手順は次のようである⁸⁸。まず、NSW コミッショナーからすべての ILP の弁護士取締役に対して、「10の目的」の一つひとつをどの程度順守しているかを、「完全順守 (Fully Compliant)」、「順守 (Compliant)」、「部分的順守 (Partially Compliant)」、「不順守 (Non-Compliant)」の4段階で自己評価する「自己評価書」(self assessment document) が送付される。次に返送された自己評価書にもとづいて、「部分的順守」または「不順守」という低い評価の項目が見いだされた ILP に対して実地調査が行われる。その後、最終の監査報告がなされ、最長6ヶ月の順守期間内に是正がなされる。順守期間の最後にフォローアップの監査がなされて終了となる。

以上は、ILP の開始以来、10年以上にわたって実施されてきた ILP 監査の概要である。現行法では、ILP 監査はすべての経営形態を対象とする法令順守監査の中に解消される形となり、現行法257条にある AMS の文言は ILP と特に結びつくものではなくなった。つまり、AMS は言葉として法律の条文に残ってはいるものの、ILP にたいする特別の規制手法ではなくなった。結果として、AMS 要件充足の判断のために考案された「10の目的」は現行

⁸⁷ Mark, S. & T. Gordon, Compliance Auditing of Law Firms: A Technological Journey to Prevention, 28 University of Queensland Law Journal 212-220, 2009.

⁸⁸ Mark, S. & G. Cowdroy, Incorporated Legal Practices: A New Era in the Provision of Legal Services in the State of New South Wales, 22 Penn State International Law Review 691-692, 2004. なお、第1回 ILP 監査の報告について、OLSC Annual Report (前出注56)2003-2004, pp.6-9.

の規制執行でも用いられてはいるが、AMSの存否判断の基準としてではなく、法律事務所が法令その他の職務上の義務を順守しているかを評価する基準としてである。また、ILPの弁護士取締役に求められた自己評価書への回答もなくなった⁸⁹。しかしながら、ILPを契機として始まった「監査」という規制の方法の根底にある規制の「哲学」は現行法の運用においても変わっていない。それは、次の3点に要約されている⁹⁰。

- ① 関連法令の順守を確保すること。
- ② それら関連法令の妥当性等についての不断の吟味。
- ③ 弁護士界において“順守の文化”を創出することを目的として、弁護士と法サービスの利用者を教育すること。

規制執行に関連して生じうるILP自体に対するサンクションには、他の経営形態に対するものと同じく、法サービスの供与という業務を行う資格の剥奪がある。これは監査の結果によって下される「管理システム指令」への不順守を事由として「指定審判所」が命令をだす場合である⁹¹。そして、資格剥奪とともに、法人としての存在ではなくなる⁹²。

3 ILPと弁護士倫理

以上において法制度上でのILP規制がどうなっているかをみてきた。この規制の目的を突き詰めれば、それはILPにおいても、倫理的な存在としての弁護士を維持することであるとされる⁹³。ILPの導入をめぐっては、と

⁸⁹ 「10の目的」の位置づけの変更を含め、ILPに対する監査の「2004年法」から「2014年法」への変更点について、NSWコミッショナーのサイトの記載参照（http://www.olsc.nsw.gov.au/Pages/lsc_practice_management/lsc_practice_management.aspx、最終閲覧2016年12月10日）。

⁹⁰ Mark & Cowdroy（前出注88）p. 693.

⁹¹ 「2014年法」120条2項(b).

⁹² 「2014年法」124条。ただし、これは法令違反の効果であって、懲戒処分ではない。

⁹³ Mark & Gordon（前出注83）p. 531；Mark & Gordon（前出注87）p. 204.

くに反対論の側から弁護士倫理と背反するのではないかという懸念が示された⁹⁴。倫理規範の観点からみると、そこで主に問題とされたのは、守秘義務、および利益相反の側面である。それに加えて、ILP に先立つMDP の解禁の際に許容された非弁護士との収入共同の側面が比較法的には重要である。この3つの側面について、ILP と弁護士倫理の関わりがどのようなものであるかを弁護士倫理の実定規範に即して見てみたい。

(1) 守秘義務 (confidentiality)

すでにふれたように、弁護士倫理の重要部分は法令の性質をもつ「弁護士職務規程」に定められている。守秘義務については、現行の「2015年規程」では「ソリシター行為規程」に定めが置かれている。そこでは、依頼者の情報の開示が一般的に禁止されるとともに、例外として開示が許される6つの場合が列挙されている。それらは、①依頼者の明示または黙示の同意がある場合、②法の定めにより開示が許されるか、あるいは要求される場合、③弁護士が自己の法的・倫理的義務に関して助言を得る目的だけのために、秘密が守られる状況下で開示する場合、④重大な犯罪行為の実行を避けるために開示する場合、⑤依頼者またはその他の人々に対する差し迫った重大な身体的危害を防ぐために開示する場合、および⑥弁護士または法律事務所の保険者に対して開示する場合である⁹⁵。「1995年規程」では3項目であったが⁹⁶、そのうちの1項目については上記の④と⑤に分けてルール化されるとともに、③と⑥が新たに付加された。したがって、以前と比べて開示が許される範囲が拡大されているといえる。

ILP の文脈において想定される守秘義務の問題とは、ILP が会社法により

⁹⁴ Parker C., Law Firm Incorporated: How Incorporation Could and Should Make Firms More Ethically Responsible, 23 University of Queensland Law Journal 355-357, 2004.

⁹⁵ 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール9.2.

⁹⁶ 「1995年規程」ルール2.1

種々の情報を開示する義務を課されること、加えて、株式上場の場合には、証券取引所の規則により継続的な情報開示が要求されることから生ずる⁹⁷。具体的な論点としては、顧客に関する情報の開示をオーストラリアにおける会社の管轄機関である「オーストラリア証券投資委員会（ASIC）」や「オーストラリア証券取引所（ASX）」、あるいは外部の株主が要求し、アクセスできるかである。もし、それができるとなれば弁護士倫理の維持にとって大きな問題となる。「弁護士職務規程」の上で（そして法律の上でも）、この抵触を解消させる定めは存在しない。規制執行の中でこの顧客情報の保護義務の履行の確保が図られることになる⁹⁸。

（2）利益相反（conflict of interests）

利益相反についての倫理規範は、「2015年規程」中の「ソリシター行為規程」において、3つの項目に分けてルール化されている。一つは、過去の依頼者と現在の依頼者との間のコンフリクトに関するものである⁹⁹。二つめは、複数人の依頼者がいて、それらの間にコンフリクトが存在する場合に関するものである¹⁰⁰。そのような場合、「1995年規程」では全面的に辞任しなければならなかったが¹⁰¹、現行規程では一定の条件の下に複数依頼者のうちの一人を継続して代理することが可能とされている。三つめは、依頼者に対する弁護士の義務と弁護士自身の利益との間に生ずるコンフリクトに関するものである¹⁰²。具体的に禁止事項として挙げられているのは、依頼者に公正な報酬を超えた支払いをさせるような不当な影響を及ぼすことの禁止と、依頼者からの借金の禁止である。他方で、ソリシターがその依頼者を紹介した他の

⁹⁷ Mark & Gordon（前出注83）p. 525.

⁹⁸ Id. p.527.

⁹⁹ 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール10.

¹⁰⁰ 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール11.

¹⁰¹ 「1995年規程」ルール9.3.

¹⁰² 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール12.

サービス提供者からの対価の受領、および依頼者の紹介を受けた第三者に対する対価の支払いは、依頼者に対するその情報の開示や同意を条件として容認されている。

ILPの文脈において問題となる利益相反とは、どのようなものであろうか。一般的にいえば、一方において依頼者の利益への奉仕と、他方において株主の利益への奉仕との対立状況という事態をさすであろう。「弁護士職務規程」によって弁護士に課されている依頼者への忠実義務¹⁰³と会社法によって課される株主への忠実義務との間の義務の衝突ともいえる。ここにおいて、株主からの収益圧力が依頼者の利益の擁護を損なうのではないかという懸念は当初から指摘されてきたことである。もっとも、このコンフリクトは、ILPに属する全弁護士にとってではなく、株主に対する義務を負う弁護士取締役にとっての問題である¹⁰⁴。

形式面からみれば、これは弁護士法と会社法の抵触の問題であり、両者の効力関係の問題である。これについては、すでに述べたように、弁護士法を優先させる「会社法適用排除条項」を定めることができるという仕組みが法律上用意されている。これにより、弁護士の義務の優先順位は、第1に裁判所、第2に依頼者、そして株主はその後に位置することは法律上明らかとなっている。ただ、實際上、個別ケースにおいて、おそらく調和しえない義務の衝突にさらされた弁護士が株主または会社（ILP）の利益を優先させることをいかに防ぐかという問題は不断に生起する可能性がある¹⁰⁵。この種のコンフリクトで、すでに立法的に解決されている特定の事項がある。それはILP

¹⁰³ 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール4.1.1.

¹⁰⁴ Mark & Cowdroy（前出注88）p. 679, n. 14によれば、ILPの雇用弁護士の義務は、裁判所と依頼者に対する義務がILP自体に対する義務に優先するので、義務の衝突はないとされる。

¹⁰⁵ Parker, C., An opportunity for the ethical maturation of the law firm: the ethical implications of incorporated and listed law firms, in Tranter, et al. eds., Reaffirming Legal Ethics: Taking Stock and New Ideas, pp.101-102 (Routledge, 2010).

によるプロボノ活動の遂行である。プロボノ活動は弁護士倫理の当然の要請であるが、会社の利益を追求しなければならない ILP への義務と衝突することは明らかである。この問題は、ILP の弁護士がプロボノ活動に従事することを可能にする形で立法的に解決されている。すなわち、ILP の雇用する弁護士がプロボノ・ベースで業務を行ったとしても、弁護士取締役は取締役としての義務違反の責任を問われることはないとするものである¹⁰⁶。

(3) 収入共同 (sharing of receipts)

弁護士と非弁護士との間の収入共同の問題は、ILP にとっての固有の問題ではない。ILP に先立って、MDP が1993年に解禁された時点で弁護士倫理の問題ではなくなった。現在、法律事務所の経営に非弁護士が関わる経営形態が ILP として、あるいは ULP として法的に承認されているオーストラリアにおいて、もはや収入共同の全面的な禁止はありえない。しかし、比較法的にみれば、非弁護士との収入共同の承認(あるいは、非弁護士の経営参加)というオーストラリアのやり方ははたして問題がないのかどうかということは重要な論点であり続けている。そこで、さしあたり、収入共同が伝統的弁護士倫理からどのように“脱倫理化”されていったかを弁護士法と「弁護士職務規程」に即してみよう。

まず、現在のルールがどうなっているかをみよう。まず、現行の「2014年法」には、弁護士はその法律事務所の非弁護士構成員である“lay associate”との間で収入共同が許されることが明記されている¹⁰⁷。他方で、「ソリシター行為規程」の定めによれば、弁護士が収入共同してはならない相手として、次の2種類のカテゴリーが定められている¹⁰⁸。

¹⁰⁶ 従来は「2004年法」143条4項で規定されていたが、現行法では「2014年法」の条項としてではなく、「弁護士法施行規程」の中の「一般規程」ルール32に継承されている。

¹⁰⁷ 「2014年法」37条

¹⁰⁸ 「2015年規程」の「ソリシター行為規程」ルール40。

①法律事務の取扱いに関する「不適格者」(disqualified person)¹⁰⁹

②重大な犯罪(indictable offences)により有罪を認定された者

法律は、これらの条件を満たす者に対しては法律事務所の「非弁護士アソシエイト」(lay associate)になることを禁止し、また、法律事務所に対してはこのような者を構成員とすることを禁止している¹¹⁰。いずれの場合も罰則がある。

時代をさかのぼって、MDPの導入以前の「弁護士職務規程」および法律の定めをみてみよう。「1987年法」より前の弁護士法は、“Legal Practitioners Act”という名称の法律であった。その第40条は、非弁護士が弁護士として活動すること、弁護士を詐称すること、そして“general legal work”を行うことを禁止し、その「施行令」(Regulation)で非弁護士との収入共同を禁止していた¹¹¹。MDPはこれらの規定に違反するものであった。

MDPを容認した1993年改正後の「1987年法」においては、収入共同に関する条文の規定は大きく内容が変更された。同法第48F条1項は次のように定める。

「弁護士(barrister or solicitor)は、「弁護士法施行令」(Legal Profession Regulation)または「弁護士職務規程」(Professional Conduct and Practice Rules)が別様に定める場合を除き、通常、弁護士によって行われる業務の

¹⁰⁹ 前出注77参照。法律上の“disqualified person”には純然たる弁護士無資格者の他に、実務許可証の停止や更新の留保などの状態にある弁護士も含んでいる（「2004年法」6条）。弁護士無資格者の「不適格」認定は「指定審判所」が行う（「2014年法」119条）。

¹¹⁰ 「2014年法」121条、122条

¹¹¹ Aboud（前出注61）p. 494. ちなみに、“general legal work”とは弁護士に留保された独占業務を指す制定法上の文言である。具体的には①遺言書、②契約書、③物的財産関連文書、それに④裁判関連文書の4種の文書作成業務を指し、「1987年法」まで維持された（第48E条）が、「2004年法」以降、何が独占業務であるかの決定は制定法ではなく、コモン・ローに委ねられることとなった。

収入 (receipts) を他のだれとでも (any other persons) 共有 (share) してよい」]

これに続く MDP に関する同法48G条では、非弁護士パートナーが MDP における弁護士業務からの報酬を受領してよいこと、また、弁護士パートナーが MDP における法律業務からの報酬を非弁護士パートナーと共有してよいことが確認的に定められている¹¹²。

法文の表現上の顕著な変化は、否定の表現から肯定のそれに変ったことである。そして、第48F条と対応付けられる形で、「弁護士職務規程」にも収入共同の条項が置かれた。MDP 解禁直後に制定された「1994年規程」では、収入共同が禁止される場合を2つに分けて定めていた。すなわち、①同規程が定める MDP の要件に違反する場合、②収入共同を「不適格者」(disqualified person) または犯罪により有罪を認定された者とする場合である¹¹³。そこでいう MDP の要件には6つの項目が定められていたが、その中に、いわば「過半数条項」というべき特徴的な内容が含まれていた。それは弁護士による MDP の支配もしくはコントロールを確保するためのもので、パートナーシップの運営において弁護士側が過半数の議決権 (majority voting rights) を保有しなければならないこと、およびパートナーシップの収入の51%以上を弁護士側が取得しなければならないというものであった¹¹⁴。

「1994年規程」は翌年全面改訂されて「1995年規程」となるが、収入共同、および MDP についてのルールは、それら条項の配置が変わっただけで、規定の文言はそのまま維持された¹¹⁵。しかしその後、現行規程につながる「2013

¹¹² 「1987年法」48G条2項(b)および(d)

¹¹³ 「1994年規程」ルール1

¹¹⁴ 「1994年規程」ルール2.1.1.2.1.6

¹¹⁵ 収入共同の条項は「1994年規程」ルール1から「1995年規程」ルール39へ、MDPの条項は「1994年規程」ルール2から「1995年規程」ルール40へと移動した。

規程」に至る過程で、上記のいわゆる「過半数条項」の見直しにより変更が加えられることになった。すでに ILP 誕生の経緯を述べた際にふれたように、1998年、司法長官府は「全国競争政策」にもとづく弁護士法の見直し作業の結果である報告書（National Competition Policy Review of the Legal Profession Act 1987）を発表した。この中には、MDP に関するこの「過半数条項」も検討事項として取り上げられ、撤廃すべきとの結論が示された¹¹⁶。この結果、「1995年規程」から MDP に関する条項が削除された。それに伴い、収入共同に関する条項の中に書かれていた MDP 要件への言及部分が無意味となった。「2013年規程」の制定にあたっては、このことへの対応がなされ、結局、収入共同が禁止されるのは、現行規程においてみたように、「不適格者」または犯罪により有罪を宣告された者との間で行われる場合のみとなった。この間、弁護士法は「1987年法」から「2004年法」へと変わり、この点が MDP と ILP のそれぞれに対して「2004年法」の上に明記された¹¹⁷。

4 ILP 規制の特徴と弁護士倫理の担保

以上において、ILP の成立の経緯、その制度の概要、そして弁護士倫理との関係のみてきた。ここで、ILP の法的規制の特徴を、その主目的である弁護士倫理の担保の見地からまとめておこう。

まず、MDP をも含めた ILP の承認と規制の基盤にある考え方にふれておく必要がある。これはオーストラリアの独自性を示しているように思われる。MDP から ILP に至る制度改革はいかなる根拠にもとづいて容認されたのであろうか。改革の主要な推進主体として3つを挙げることができる。ニューサウスウェールズ州ロー・ソサイアティ、弁護士の任意的全国団体である

¹¹⁶ NSW Department of Justice, National Competition Policy Review of the Legal Profession Act 1987: Final Report, 1998（前出注71）chapter 10, 10.2.

¹¹⁷ ILP については「2004年法」151条2項、MDP については「2004年法」177条2項。

LCA、そして、連邦および州の政府である。制度化が実現したのは、これら三者の動きが同期することによってであったと考えることができる。したがって、これら三者によって表明された一致した見解の中にその根拠を把握することができるであろう。

すでにみたように、1990年代前半、連邦政府の「取引実務委員会」(Trade Practice Commission)が、MDPの導入を含む弁護士職に対する競争法の適用を提言する報告書を発表した。その機先を制するかのようになり、ニューサウスウェールズ州は弁護士法改正によりMDPの解禁を行ったが、それはまたニューサウスウェールズ州ロー・ソサイアティが採択した立場を反映したものであった。このニューサウスウェールズ州ロー・ソサイアティのMDPに関する立場は、LCAによって採用され、オーストラリア弁護士全体の立場を代表することになる。未だニューサウスウェールズ州だけがMDPを承認していた1998年11月、日本弁護士連合会(JFBA)が呼びかけ、「全米法曹協会(ABA)」、「欧州弁護士会評議会(CCBE)」との共催により世界の弁護士会の国際会議、いわゆる「パリ・フォーラム」¹¹⁸が開催された。オーストラリアから参加したLCAは、これら三極の弁護士会がMDPに反対ないし消極の意見書を提出する中で、唯一MDPに明確な賛成の論陣を張った¹¹⁹。また、1990年代後半には、連邦政府が採択した「全国競争政策」(National Competition Policy)の実施措置として、ニューサウスウェールズ州政府は「法改革委員会」(NSW Law Reform Committee)の報告書をふまえて弁護士法改正によりILPを導入した。ニューサウスウェールズ州ロー・ソサイアティはその立法措置に対する賛同の意見を表明した。2000年代初め、LCA

¹¹⁸ 「パリ・フォーラム」については、小原望「GATSと弁護士業の国際的規制緩和—パリ・フォーラムとその後の展開と対応」自由と正義50巻7号34-40頁(1999年)参照。

¹¹⁹ Fabian, D. & P. Levy, Presented by the Law Council of Australia [Additional Discussion Papers], 18 Dickinson Journal of International Law 141-145, 1999

は「全国司法長官会議」(Standing Committee of Attorneys-General) と連携して、ニューサウスウェールズ州が先鞭をつけた MDP および ILP を盛り込んだ「全国統一弁護士法試案」(National Legal Profession Model Bill) を策定した。このことは、LCA における構成団体としてのニューサウスウェールズ州ロー・ソサイアティの影響力を物語っている。

この一連の動きの中で表明された多くの見解に共通するキーワードは「競争」(competition) である。MDP から ILP に至る制度改革は、直接的には政治の関与、すなわち、政府の競争政策が推進力となったといえるが、弁護士団体自身が競争の必然性を認識し、競争市場への対応として MDP や ILP を選択したということが決定的に重要である¹²⁰。「全国統一弁護士法試案」とは、法律業務の全国化を目指した法サービス全国市場を確立するための制度的枠組みであった¹²¹。そのような市場にあっては経営形態に対する従来の規制は弁護士が競争力を高めることによって桎梏とみなされたのである。

このように、弁護士にとっての競争制限をなくすことが必要と考えられたとしても、同時に弁護士倫理を維持することが不可分の条件であった¹²²。規制の革新によってそれが追求された。その特徴を、規制主体、規制客体とサ

¹²⁰ 競争が意識された背景には会計士 (accountant) を初めとして、新たに参入を認められたコンペイヤンサー、移民エージェントなど他のサービス・プロバイダーによる伝統的に弁護士が独占してきた業務領域への参入がある (Mark, S., Harmonization or Homogenization? The Globalization of Law and Legal Ethics—An Australian Viewpoint, 34 Vanderbilt Journal of Transnational Law 1199, 2001)。なお、「1987年法」までは業務独占の範囲についての具体的な定め (第48E条) があったが、「2004年法」以降はそのような定めは存在しない。ただし、現行の「2014年法」の下で、非弁活動の一般的禁止 (第10条1項) が定められ、その適用除外が「弁護士法施行規程」の中の「一般規程」ルール10に定められている。

¹²¹ Gotterson (前出注18) pp. 58-61.

¹²² このことが明示されているのが LCA の MDP に関する「政策表明」(Policy Statement) である。そこでは、第1項で、(a) 弁護士倫理の維持と (b) 弁護士業務における選択の自由の2つの基本目的として定め、第2項で、これらの目的が競争原理に合致し、消費者の利益を保護し、弁護士の他のサービス・プロバイダーとの競争を妨げている既存の制約を取り除くとしている (Fabian & Levy (前出注119) p. 162)。

ンクション、および規制執行について要約しておこう。

規制主体は NSW コミッショナーとロー・ソサイアティであり、実質的にはこの二者の“共同規制” (co-regulation) によって規制が行われているが、形式上は NSW コミッショナーが上位にある。そして、ILP に関していえば監査の活動は NSW コミッショナーが担い、ロー・ソサイアティが開始や終了の届出窓口を担っている。

規制客体には多様な存在が含まれる。まず、ILP という法人自体がそうであるとともに、ILP の構成メンバーである弁護士取締役、取締役ではない「オフィサー」¹²³の弁護士、雇用されている弁護士、弁護士でない取締役、「オフィサー」、従業員、それに ILP の株主（出資者）がいる。さらには、漠然と公衆一般に対しても規制がかけられている。法人自体は実務許可証を要せず、したがって「弁護士職務規程」の適用がなく、懲戒の対象とならないが¹²⁴、一定の事由により法サービス提供業務の禁止命令の対象となりうる。ILP の弁護士構成員は内部でどのような地位にあっても、法令上、およびその他の職務上の義務に違反してはならない。違反は個々の弁護士の懲戒事由となりうる。そして、法は ILP の非弁護士構成員を含め、いかなる者に対しても ILP の弁護士構成員に義務違反を促す不当な影響力を行使することを禁じている。このような行為に対しては制裁金が課せられる。

前述した、ILP の必置要件である「弁護士取締役」（「2004年法」では“director”、「2014年法」では“principal”）は、特異な規制客体である。つまり、それに課されている ILP による法サービス提供業務の管理責任の下で、被規制者であると同時に、弁護士であれ非弁護士であれ ILP 構成員に対する

¹²³ 「オフィサー」については、加納寛之（前出注76）78-80頁参照。

¹²⁴ 規制の焦点は個人に置くべきであり、経営形態に置くべきではないとするロー・ソサイアティの主張が貫徹した結果である (Reports, Settled: no restrictions on shareholding in legal corporations, 37 Law Society Journal 71, July 1999)。

規制者としての任務をもはたすということである。この責任に伴うサンクションは弁護士取締役の懲戒事由該当性である。弁護士取締役という地位は、弁護士規制の観点からみて新たな仕組みの導入を意味していたのであり、論者によって自治（self-regulation）や“共同規制”（co-regulation）とは次元の異なる「メタ規制」（meta-regulation）と評されている¹²⁵。

最後に、規制執行の特徴についてである。これまで「2004年法」の下で規制執行がどのように行われてきたかは前述したが、その仕組みと実践の背後にある考え方について若干付言したい。

ILPの誕生を契機として弁護士の規制に対するアプローチの転換がなされた。それは「懲戒請求対応の規制」（complaint based regulation）から「コンプライアンス対応の規制」（compliance based regulation）への転換と表現される¹²⁶。「懲戒請求対応の規制」とは、ルール化された倫理規範を援用した判定にもとづく弁護士の行動規制であり、その都度その都度のリアクティブで事後的な対応として規制が発動される。しかし、このような規制のあり方には、消費者視点が欠落し、弁護士利用者の苦情に適切に対応できないこと、また、規制に教育改善機能が欠落し、予防的な対応ができないという限界が伴うことが認識された。さらに、倫理的規制はあくまで個人が対象であって、組織、すなわち法律事務所自体は倫理規範の名宛人ではない。このことは、ILP という今までにないまったく新しい経営形態が登場したことによって、個人のみでない組織の倫理的規制をどうするかが焦眉の課題となった。

これらの限界の克服と新たな課題に対応すべく「コンプライアンス対応の規制」というアプローチが採られることになった。その実践が前述したILP監査である。その仕組みの中心的要素としての「適切な管理システム」（AMS）とは、規制者の意図によれば、「倫理的インフラストラクチャー」

¹²⁵ Parker（前出注94）pp. 368-373.

¹²⁶ Mark & Gordon（前出注87）pp. 209-215

(ethical infrastructure) の構築の試みであった¹²⁷。この用語は、弁護士倫理に関するアカデミズムにおいて提唱されたものである。それは、合議制的 (collegial) 性質が弱まっていく一定規模以上の組織となっているロー・ファームにおいて反倫理的な行動の発生を防ぐための、いわば“基盤的装置”を意味している¹²⁸。したがって、もともと ILP とは直接的には関係のない文脈において用いられてきたものであるが、ILP の規制にあたって、ニューサウスウェールズ州の規制機関は、ILP をこのアイデアを具体化する実験の舞台としたものということができよう。「倫理的インフラストラクチャー」としての AMS を「10の目的」の順守という手法によって実現してゆくという規制執行のあり方は、ILP による AMS 構築を支援するという教育的観点 (“education towards compliance” strategy) から、一律に行われるのではなく、個々の事務所が置かれた多様な業務環境に即して個別的に、かつ柔軟になされるものとなった。はたして、この実験的試みは成功しているのだろうか。ILP の現況をみた後で、この点を検討することにしたい。

IV ニューサウスウェールズ州における ILP の現況と評価

1 ILP の現況

さて、ILP が承認されたオーストラリアにおいて、その実情はどのようなであろうか。把握すべき基本的情報としては、その数、事務所規模、地域分布、業務内容などが考えられる。ただ、ILP に関する統計情報は十分には収集さ

¹²⁷ Id. p.212.

¹²⁸ もともとは米国の法曹倫理学者である Ted Schneyer によって、ロー・ファーム自体の倫理的規律の観点から考案された造語である。その定義の原文は、“formal and informal management policies, procedures and controls, and, importantly, habits of interaction and practice that support and encourage ethical behavior” となっている (Mark & Gordon (前出注87) p. 212から引用)。

れていないようにみえる。おそらく、その理由の一端は、ILPは、ロー・ソサイアティにたいして、定められた書式を用いて、その業務開始の通知をすることを法律上義務付けられているが¹²⁹、その際に提供を求められる情報以上の報告義務はないためと思われる。ともあれ、規制機関としてのロー・ソサイアティ、およびNSW コミッショナーが収集し、公表している利用可能なデータ、およびこれまでに実施された若干の実態調査データにもとづいて状況をみてみよう。

(1) ILP の数

[表3] は ILP の数、ソリシターの民間開業事務所の数、それに全民間開業事務所に占める ILP の割合を示したものである。これによれば、制度発

[表3] : ILP の数と割合

年	ILP の数*	全民間事務所数**	ILP の割合
2004	286	4068	7.0
2005	452	4217	10.7
2006	572	4259	13.4
2007	733	4308	17.0
2008	790	4410	17.9
2009	945	4586	20.6
2010	945	4772	19.8
2011	1078	4920	21.9
2012	1281	5128	23.4
2013	1380	5324	25.9
2014	1600	5569	28.7

*出所は OLSC Annual Report

**出所は Profile of the Solicitors of NSW

¹²⁹ この書式に記載しなければならない項目を挙げておこう。(1)会社の名称等、(2)会社の住所・連絡先等、(3)既存の法律事務所からの転換か否か、(4)弁護士取締役全員の氏名、(5)雇用されている弁護士全員の氏名、そして(6)弁護士でない取締役全員の氏名の6項目である。(https://www.lawsociety.com.au/cs/groups/public/documents/internetregistry/1037343.pdf、最終閲覧2016年12月20日)

足初期の2004年には286のILPが存在した。同年のソリシターの全民間開業事務所数は4217であったから、民間開業全体に占める構成比は7%となる。その後もILPの数は単調に増加し、2011年には1000を超え、2014年には1600となった。ソリシターの民間事務所数も単調増加しているが、ILPの数の伸びがそれを上回っているため、構成比も大きく上昇している。2014年にはILPは約29%を占めるまでになった。これは当初から10年で数で5倍、比率で4倍になったということであり、目覚ましい伸びといえよう。

(2) ILPの事務所規模

次にILPの事務所規模はどのようなであろうか。これについてはNSWコミッショナーの年次報告書には統計データの記載がない。他方、ニューサウスウェールズ州のロー・ソサイアティは毎年全ソリシターの実勢についてデータを収集し、ソリシターの事務所規模についても公表されている。しかしながら、そこにはILPに関する言及がない。ロー・ソサイアティの実勢報告書では、ソリシターの民間開業事務所を事務所のプリンシパルの人数によって区分している。すなわち、プリンシパルが1人の単独経営事務所、プリンシパルが2から4人の事務所、5から10人の事務所、11から20人の事務所、21から39人の事務所そして40人以上の事務所を集計区分とし、全事務所の分布を示している。前述したように、2014年をとってみると、それぞれの構成比は、87.2%、10.9%、1.0%、0.4%、0.2%、そして0.3%であった。ソリシター全体としてみれば単独経営の事務所が圧倒的であるが、年を追って増えているILPについてはどうであるかを知りたいが、ロー・ソサイアティの実勢報告書からは知ることができない。だが、これについてはILPを対象とした実態調査から若干のデータが得られている。

[表4]はニューサウスウェールズ州のILPに関する実証研究のために、NSWコミッショナー・オフィス(OLSC)の協力の下に、メルボルン大学の研究者らによって2008年に実施された実態調査のデータにもとづくもので

〔表4〕：プリンシパルの数による ILP と民間開業事務所の規模別分布

プリンシパル(人)	1	2	3-5	6-10	11-20	21+	合計
ILPの数	482	94	42	6	0	1	631
割合 (%)	76.4	14.9	6.7	1.0	0.0	0.2	100.0
民間開業事務所数	3684	398	172	53	3	23	4341
割合 (%)	85.3	9.2	4.0	1.2	0.1	0.5	100.0

ある（以下では「メルボルン調査」という）¹³⁰。ここに示されているのは、2008年3月時点で存在したILP、および2007年5月時点で存在したソリシターの全事務所について、プリンシパル、すなわち、経営者弁護士（ILPの場合は“取締役”）の数でみた規模別分布である¹³¹。これをみると、ILPの約4分の3が1人の弁護士取締役しかいない事務所である。ILPのかなりの部分が小規模経営であることがわかるが、一般の法律事務所と比べて相対的に規模が大きいかをみるために、ほぼ同時期のソリシターの民間開業事務所全体（ILPを含む）の規模別分布と対比してみよう。ソリシターの事務所全体の分布では、プリンシパル、あるいはパートナーが1人だけの事務所が85%を占めていて、ILPの分布とおおよそ似たような分布を示しているといえよう。したがって、ILPのほうがプリンシパルの数がより多いという傾向はうかがえない。実態をみると、ILPの大多数は、それ以前にはソロ・プラクティス、もしくはロー・ファームといった伝統的な経営形態の弁護士事務所からの転換であったとされる¹³²。

事務所規模に関しては、プリンシパル、すなわち経営者弁護士の数の多寡

¹³⁰ Parker, C., T. Gordon & S. Mark, Research Report: Assessing the Impact of Management-based Regulation on NSW Incorporated Legal Practices, p.27 (2008), available at http://www.olsc.nsw.gov.au/Documents/research_report_ilps.pdf（最終閲覧2016年11月26日）

¹³¹ なお、表中のILP合計数631はすべてを含んだ数ではない。NSWコミッショナーの統計では2008年6月時点で790のILPが存在した（〔表3〕参照）。調査の対象となったのは、このうちILP監査で提出を求められた自己評価書を返送したILPである。

¹³² OLSC Annual Report 2004-2005, p.21.

によってみることに加えて、雇用された弁護士等を含めた事務所所属の全弁護士数の多寡によってもみる必要がある。一般的に経営者弁護士の数が多くなるほど事務所数は少なくなっても雇用弁護士は多くなるからである。ちなみに、前述したように、2014年では、構成比で0.5%を占めるにすぎない経営者弁護士規模21名以上の27事務所ですりしター全員（17,884人）の26.1%を抱えている。残念ながら、ロー・ソサイアティの年次実勢報告書にはILPのみならず一般の民間開業事務所についても所属弁護士数でみた規模別分布は掲載されていない。だが、ILPに関しては実態調査によって得られた若干のデータがある。

[表5-1]は、2006年にNSWコミッショナーが外部の研究機関であるCentre for Applied Philosophy and Public Ethics（CAPPE）に委託して実施された調査（以下では「CAPPE調査」という）から得られたデータにもとづくものである。この調査の目的は、ILPに関する既存の懲戒申立データと監査の際の自己評価書のデータを収集し、量的な分析を行うことであった¹³³。ただし、これは全数調査ではなく、NSWコミッショナーから提出を求められた自己評価書を返送し、かつ、懲戒申立を受けたソリシターのいる200のILPを代表性を考慮して抽出している。これをみると、ILPでもっとも多いのは弁護士が1人しかいない事務所で、全体の36.5%である。次いで、弁護士2人の事務所と弁護士3-5人の事務所がほぼ同じ水準で、それぞれ約4分の1を占めている。20人を超える弁護士のいるILPは1.5%にすぎない。

[表5-2]は同じく所属弁護士数によるILPの規模を示すものであるが、前述の「メルボルン調査」からのデータにもとづくものである。これは、「CAPPE調査」とは異なり、サンプルではなく調査時点で存在したILPで

¹³³ Miller, S. & M. Ward, Complaints and Self-Assessment Data Analysis in Relation to Incorporated Legal Practices, p. 2, Centre for Applied Philosophy and Public Ethics, 2006 (available at <http://www.cappe.edu.au/docs/reports/consultancy/OLSC.pdf>, 最終閲覧2016年11月26日)

自己評価書を提出したもののすべてを調査対象としているので、一応全数調査に近いものといつてよい。割合からみるその規模別分布は「CAPPE 調査」のそれとほぼ同一である。

[表 5 - 1] : ILP の所属弁護士数 : CAPPE 調査 (2006年)

所属弁護士数	1	2	3 - 5	6 - 10	11 - 20	21 +	Total
ILP の数	73	51	48	16	9	3	200
割合 (%)	36.5	25.5	24.0	8.0	4.5	1.5	100.0

[表 5 - 2] : ILP の所属弁護士数 : メルボルン調査 (2008年)

所属弁護士数	1	2	3 - 5	6 - 10	11 - 20	21 -	Total
ILP の数	237	157	159	55	16	7	631
割合 (%)	37.6	24.9	25.2	8.7	2.5	1.1	100.0

これらのデータから、所属する弁護士は取締役弁護士 1 人だけしかいない ILP がおよそ 37% 前後で、それに取締役弁護士と雇用された弁護士の組み合わせ如何にかかわらず 2 人だけの弁護士しかいない ILP を合わせると 6 割を超えていることがわかる¹³⁴。零細な規模の弁護士法人が支配的である。

(3) ILP の地域分布

次に ILP の地域分布をみてみよう。ロー・ソサイアティの年次報告書におけるデータの集計区分では、地域カテゴリーは、「シドニービジネス地区 (CBD)」、「シドニー郊外地域 (Suburb)」、「地方 (Rural)」、「州外 (Interstate)」、それに「海外 (Overseas)」の 5 区分が用いられている¹³⁵。NSW コミッショナーの年次報告書でも ILP に関して同じ区分が用いられている。

¹³⁴ ちなみに、ILP には必ず 1 人以上の取締役弁護士を置かなければならないので、弁護士 2 人の ILP の場合、取締役弁護士 1 人と雇用弁護士 1 人か、取締役弁護士 2 人かのいずれかになる。「メルボルン調査」では、前者の ILP が 133 (21%)、後者の ILP が 27 (4%) である (Parker, Gordon & Mark (前出注 130) p. 28)。

¹³⁵ 各地域カテゴリーの意味については、前出注 30 参照。

〔表6〕は2012年と2013年におけるILPおよびソリシターの全民間開業事務所の地域分布の状況である。これをみると、まず、ILPがもっとも多く存在する地域は「シドニー郊外地域」で45%前後を占める。それに次いで「シドニービジネス地区」がある。ここには3割強のILPが立地している。「シドニー郊外地域」と「地方」を合わせるとILP全体の3分の2となり、このことはILPにも小規模経営事務所の割合が大きいというさきにみた事実と照応していると思われる。

次に、ILPの地域分布に特徴があるかをみるために、ソリシターの全事務所の地域分布と対比してみると、いずれも「シドニー郊外地域」への立地がもっとも多く、分布パターンは、大まかには似ていることがわかる。ただ、より細かくみると、事務所全般の傾向と比べてILPは相対的に「シドニービジネス地区」により多く、郊外にはより少ない。立地という点からみると、ILPは都市型の経営形態といえそうであるが、それを確認するには顧客が個人中心か企業中心か、業務の性質が紛争業務中心か非紛争業務中心かなど、ILPの業務内容に立ち入ってさらに検証する必要がある。

〔表6〕：ILPと民間開業事務所の地域分布

年		CBD	郊外	地方	州外・海外	計
2012	ILPs*	402	567	290	22	1281
	%	31.4	44.3	22.6	1.7	100.0
	全事務所**	1183	2745	1136	64	5128
	%	23.1	53.5	22.2	1.2	100.0
2013	ILPs*	430	631	290	29	1380
	%	31.2	45.7	21.0	2.1	100.0
	全事務所**	1221	2865	1170	68	5324
	%	22.9	53.8	22.0	1.2	100.0

*出所はOLSC Annual Report

**出所はProfile of the Solicitors of NSW

(4) ILP の業務内容

では、ILP はどのような業務を行っているのでしょうか。そこに何か特徴はあるでしょうか。残念ながら、今のところ、この点を知るための組織的に収集されたデータはないようである。ILP は、会社法上の会社であり、また、その業務は法サービスの供与に限られないわけであるから、その革新的な一面は MDP、すなわち、異業種協働の事業という業態となって現われることが考えられる。ILP がどれだけ MDP としての業務を行っているかに関しては NSW コミッショナーも把握しているようであり、その年次報告書において若干のデータが提供されている。[表 7] は、当該年の年次報告書で公表されている MDP の数と、それが ILP 全体に占める割合を示している。これをみると、MDP を行っている ILP の数は増えておらず、むしろ減っているように見える。そのうえ、ILP の数は年々増加していることから、ILP に占める MDP の割合は著しく低下している。ILP の MDP との結びつきは決して強くないことがわかる。これは、後述するように、ILP 導入時の政策論議の中で、ILP の利点のひとつとして MDP が利用できることが強調されたことに照らすと、奇妙な結果であるといえる。

[表 7] : ILP における MDP の数と割合*

年	ILP の数	MDP の数	MDP 割合
2005	452	55	12.2
2006	572	68	11.9
2010	945	30	3.2
2012	1281	20	1.6
2013	1380	33	2.4

*出所は OLSC Annual Report

ILP が MDP の業態をとっている場合の業務内容はどのようなものであろうか。その具体的な内容について詳しく知ることのできる資料はきわめて乏

しい。だが、NSW コミッショナーの年次報告書においてわずかな記述が散見されるので、断片的ではあるがその様相にふれておこう。2005年では、55のMDPがあったが、大規模なMDPの一例として、オーストラリアにおける商業用もしくは産業用不動産への投資家のためのワンストップショップとしてのMDPが紹介され、また、小規模なMDPの提携相手として、会計士、債権回収業者 (debt collectors)、建築士、税務代理人 (tax agents)、経営コンサルタントなど多様な職種が列挙されている¹³⁶。2006年には、MDPとして業務を行っていた68事務所が存在していたが、その非法的サービスとしてもっともよくみられたものは「一般的な金融サービス」(general financial services)と「専門的な税務アドバイス」(specialist tax advice)であると述べられている¹³⁷。ただ、その詳細は定かではない。

2 ILPの評価

上でみた現状をふまえて、ILPの評価という課題に目を向けたい。一口に評価といっても、その対象には種々の側面があり、また評価の視点にもいろいろありうるであろう。ここでは、2つの側面を対象とした評価をとりあげたい。すなわち、ひとつはILPが反倫理的傾向をもたらしているかどうかという点であり、もうひとつは、ILPの想定された利点、もしくはベネフィットが現実にもたらされているかどうかという点である。

(1) 反倫理的傾向は現れているか？

ILPが弁護士にとって前例のない経営形態として承認されたときの最大の懸念は、弁護士が利益優先志向となり、弁護士倫理に反する行動を誘発するのではないかということであった。実際、すでにみたように、弁護士倫理の見地からは、とくに利益相反との関連において義務の衝突が存在することは

¹³⁶ OLS Annual Report 2004-2005, p.21.

¹³⁷ OLS Annual Report 2005-2006, p.15.

明らかであった。では、はたして ILP の弁護士の反倫理的な行動は増大したのだろうか。ここでは資料の制約からこの問いに直接答えることはできないが、ソリシターの懲戒に関する統計データを反倫理的行動の指標として間接的に検証してみよう。

[表 8]：ソリシターに対する懲戒申立件数の推移

年	A	B	C	D	E	F
2004	2573	588	0.188	0.043	286	7.0
2005	2425	610	0.169	0.043	452	10.7
2006	2519	670	0.182	0.048	572	13.4
2007	2487	540	0.174	0.038	733	17.0
2008	2423	584	0.166	0.04	790	17.9
2009	2641	643	0.176	0.043	945	20.6
2010	2467	680	0.158	0.043	945	19.8
2011	2394	545	0.149	0.034	1078	21.9
2012	2582	550	0.154	0.033	1281	23.4
2013	2506	546	0.145	0.032	1380	25.9
2014	2355	480	0.132	0.027	1600	28.7

A：OLSC が受理した懲戒申立件数

B：ロー・ソサイアティが取扱う懲戒申立件数

C：ソリシター 1 人あたり OLSC 懲戒申立件数

D：ソリシター 1 人あたりロー・ソサイアティ取扱い懲戒申立件数

E：ILP の数

F：ILP の構成比

[表 8] は、公表資料にもとづき、2004年から2014年までの [A] NSW コミッショナーのオフィス (OLSC) が受理したソリシターに対する懲戒申立件数の総数、[B] ロー・ソサイアティが取扱う懲戒申立件数、[C] OLSC におけるソリシター 1 人あたりの懲戒受理件数、[D] ロー・ソサイアティにおけるソリシター 1 人あたりの懲戒受理件数、[E] ILP の数、それに [F] ソリシターの事務所全体に占める ILP の割合をまとめたものである¹³⁸。

懲戒手続のあらましについては前述したが、[表8]の理解のためにあらためて述べておこう。懲戒申立はすべていったんNSW コミッショナーのオフィス(OLSC)によって受け付けられる。受理された懲戒申立案件は、その事案の性質により「消費者案件」(consumer matter)と「懲戒案件」(disciplinary matter)に区別される。前者は依頼者との紛議の性質をもつものなので紛争処理の手続に回される。そしてこの仕事は量も多くほとんどNSW コミッショナーが担う。他方、懲戒案件は調査を必要とする案件であり、實際上、その多くはNSW コミッショナーからロー・ソサイアティに処理を付託されている。ただし、ロー・ソサイアティが扱う案件の数にはロー・ソサイアティ自ら弁護士会として懲戒申立を行う“会立件”も含まれている。

さて、[表8]によれば、ソリシターに対する懲戒申立の総数は10年の間で2300件台から2600件台の間を推移している。もっとも多いのが2009年の2641件で、もっとも少ないのが2014年の2355件である。件数でみるかぎり横ばいであり、増加、あるいは減少の傾向をみとめることはできない。では、比較的重大な案件が多いロー・ソサイアティの受理(付託)案件はどうか。こちらは、年400件台から600件台の間を推移している。もっとも多いのは2010年の680件、もっとも少ないのは2014年の480件である。こちらもはっきりとした増減の傾向をみとめることはむずかしい。

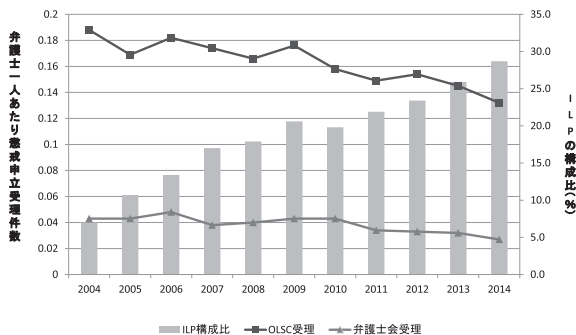
もっとも、件数はソリシター人口の変動に影響されるので、懲戒請求の増減はソリシターの人口比によってもみておく必要がある。そこで、ソリシター1人あたりの懲戒請求件数を算出している。こちらをみると、OLSC 受理案件でみても、ロー・ソサイアティ受理(付託)案件でみても、懲戒請求率は

¹³⁸ OLSC における懲戒申立受理件数と ILP の数については、OLSC Annual Report (前出注56)、ロー・ソサイアティにおける懲戒申立取扱い件数については、Professional Standards Annual Report(前出注56)、ソリシターの人数とソリシター事務所の数については、Profile of the Solicitors of NSW (前出注29)に依拠している。

少しずつ低下してように見える。全案件については、期間の前半は0.17件以上だったものが、期間の後半には0.16件以下になっており、より重大な案件については、期間の前半は0.04件以上だったものが、期間の後半には0.03件以下になっている。

以上の動きはソリシター全体の動向であって、ILPの弁護士のみについてのものではない。したがって、弁護士の倫理的行動に対するILPの影響の有無や程度を直接的に把握できるものではない。しかしながら、すでにみたように、ILPの数、およびその割合がかなりの伸び率で年を追って増加している事実と、懲戒申立件数や懲戒請求率が全体として増えてはいないという事実と照らし合わせると、少なくともこの間、ILPが弁護士の反倫理的行動を悪化させる作用を及ぼしているとはいえないように思われる（[図1参照]）。

ILPと弁護士倫理の関係をめぐっては、直接にILPを対象とした実証的な研究により、ILPの倫理的行動に関する若干の知見が得られている。さきにふれた「メルボルン調査」にもとづく研究がそれである。そこでは、年単位での所属弁護士1人当たりの懲戒請求率（complaints rates）を倫理的行動の指標として、ILPと非法人事務所（non-incorporated legal practices）の比較分析が行われた¹³⁹。その結果は、非法人事務所における弁護士1人あたり



[図1]：弁護士1人あたり懲戒申立受理件数とILP構成比の推移

の年間懲戒請求率の平均値が0.222であったのに対し、監査で自己評価手続を経た ILP における弁護士1人あたりの年間懲戒請求率の平均値はその約3分の1の0.078であり、この差は統計的に有意であると確認された¹⁴⁰。クイーンズランド州における弁護士懲戒の状況をみても、データにもとづく一応の経験的一般化として、ILP は従来の伝統的経営形態である非法人事務所よりも反倫理的な存在であるということとはできないようである¹⁴¹。

(2) 想定された ILP の利点と現実

ILP の導入にあたって、それを推進する根拠がさまざまに論じられたが、なかでもそれが弁護士にとって多くの利点をもたらすということが主張された。そうした主張をまとめてみると、利点は、(a)資金調達、(b)MDP、(c)有限責任、(d)その他（課税、事務所経営の合理化、被用者の忠誠心や士気の確保）に整理できる。実際に ILP の数が順調に増加しているという事実を理解し、説明しようとするならば、これらの想定された利点が要因となっているかどうかを吟味することは必要な作業であろう。しかしながら、ここでは、それを厳密に検討するために必要な十分なデータを欠いているので、個々の利点と現実との照応についてのごく簡単な検討にとどめざるをえない。

(a) 資金調達

伝統的経営形態であるパートナーシップの資金調達が借入れ資本（debt

¹³⁹ Parker, C., T. Gordon & S. Mark, Regulating Law Firm Ethics Management: An Empirical Assessment of an Innovation in Regulation of the Legal Profession in New South Wales, 37 Journal of Law and Society 486-488, 2010.

¹⁴⁰ Id. p.487.

¹⁴¹ ちなみに、クイーンズランド州でも ILP 所属の弁護士のほうが伝統的なパートナーシップの事務所所属の弁護士よりも懲戒申立対象となる弁護士の割合が小さいという同様の状況がみられる。具体的には、2009-2010年期には ILP の場合の11%に対し、パートナーシップの場合の28%、2008-2009年期で7%対24%、2007-2008年期で10%対37%となっている (Stagg-Taylor, J., Lawyers' Business: Conflicts of Duties Arising from Lawyers' Business Models, 14 Legal Ethics 189, 2011.)

capital) という方法しかないのと比べて、ILP には多様な資金調達の方法がある。借入れでも担保付または無担保社債の発行ができるほか、株式による自己資本 (equity capital) の調達ができる¹⁴²。この点に関しては株式市場への上場が可能となり、世界的に大きな関心を集めたところである。このような資金調達面での実際のメリットとして、人身被害 (personal injury) などの一定の業務分野での先立って必要な費用の工面、業務処理の効率化や革新のための情報技術への投資、規模拡大のために他の法律事務所などを買収する資金の獲得などが挙げられている¹⁴³。

では、このような利点は実際に活用されているのだろうか。正確な実態は不明であるが、「オーストラリア証券市場 (ASX)」への上場については実際に行われているので簡単にふれておこう。管見のかぎり、2016年以前において5件の上場がなされている。まず、2007年5月、世界で最初に上場会社となった法律事務所としてよく知られるのがスレイター・アンド・ゴードン (Slater & Gordon) である。1935年に労働組合運動と強い結びつきをもつ事務所としてビクトリア州のメルボルンで設立され、今では全国展開している大規模事務所で、原告側に立った不法行為訴訟が中心的な業務分野である¹⁴⁴。2016年末時点で、オーストラリア内の54ヶ所に事務所を持ち、1210人のスタッフを抱え、英国にも進出している¹⁴⁵。2007年8月、2番目に上場したのはインテグレイテッド・リーガル・ホールディングス (Integrated Legal Holdings) である。名前が示すように、複数の法律事務所を買収を通じて傘下に置いた持ち株会社で、2006年西オーストラリア州のパスで設立された。実際の法サービス事業は子会社としての個々の法律事務所がそれぞれの名前

¹⁴² King, P., Should Your Firm Incorporate?, 39 Law Society Journal 44 (March, 2001)

¹⁴³ Parker (前出注105) p.100

¹⁴⁴ Grech, A. & K. Morrison, Slater & Gordon: The Listing Experience, 22 Georgetown Journal of Legal Ethics 535, 2009.

¹⁴⁵ <http://www.slatergordon.com.au/firm> (最終閲覧2017年1月20日)

において展開し、特定の業務領域に特化していたわけではない¹⁴⁶。しかし、その後破産状態となり、2014年12月には「任意管理」(voluntary administration)¹⁴⁷の下に置かれ¹⁴⁸、もはや存続していない¹⁴⁹。3番目が、2013年5月に上場したシャイン・ロイヤーズ (Shine Lawyers) である。クイーンズランド州のブリスベンに本拠を持つ1976年設立の法律事務所で、主たる業務は人身被害等を受けた個人を顧客とする不法行為訴訟の分野である¹⁵⁰。業態はスレイター・アンド・ゴードンと同じであり、両者はライバルと目されている¹⁵¹。この後、2014年11月にと2015年11月にそれぞれ知的財産関連専門の法律事務所が相次いで上場した¹⁵²。前者はアイ・ピー・エイチ (IPH) といい、法律事務所ではない会社を含む5つの知的財産関連のグループ会社を傘下にもつ持株会社として上場している¹⁵³。後者はゼニス・アイ・ピー (Zenith IP) といい、やはり持株会社である。その傘下に知的財産に関する総合的なサービスを提供するための多くのグループ会社があり、法律事務所もまたそこに含まれている¹⁵⁴。

¹⁴⁶ Mark & Gordon (前出注83) pp.516-517; Sheehy, B., From law firm to stock exchange listed law practice: an examination of institutional and regulatory reform, 20 International Journal of Legal Profession 19, 2013

¹⁴⁷ 「任意管理」とは日本の民事再生手続や会社更生手続に相当するものとされる (加納寛之 (前出注75) 312頁)。

¹⁴⁸ Whealing, J., ILH's future under a Cloud, Lawyers Weekly 19 December 2014

¹⁴⁹ ただし、内実が不明であるが、当初の“ILH Group Limited”から今は“Wakenby Limited”に名称を変更されて上場は継続されているようである (<http://www.asx.com.au/asx/share-price-research/company/WAK>、最終閲覧2017年1月20日)。

¹⁵⁰ <https://www.shine.com.au/about-us/our-history> (最終閲覧2017年1月20日)。なお、厳密に言えば、上場しているのは“Shine Corporate LTD”という名称の持株会社であり、シャイン・ロイヤーズは、傘下の事業会社の中で中心的な存在ということである。

¹⁵¹ Garber, S., Shine Lawyers in trading halt, Lawyers Weekly, 19 January 2016

¹⁵² Nelson, F., House of Cards, Lawyers Weekly, 18 April 2016

¹⁵³ <http://www.iphltd.com.au/about-iph> (最終閲覧2017年1月26日)

¹⁵⁴ <http://www.xenithip.com/Home/?page=Home> (最終閲覧2017年1月26日)

株式上場の状況だけで ILP の利点が発揮されているかを判断することはできないが、現状で 6 件にとどまっているということは量的な観点からはみれば消極に評価せざるをえないであろう。また、予期に反して、企業法務を業態とする総合型の大規模ローファームがまったく上場していないという事態は¹⁵⁵、大規模よりも中小規模の法律事務所にとってより大きなメリットがあるということなのであろうか。非上場 ILP の事務所経営についての資金需要がどの程度あり、どのように充たされているのかを含めてさらなる検証が必要である。

(b) MDP

ILP がパートナーシップ形態を超えて会社形態で MDP をなしうことは、たんに異業種協働のワンストップ・サービスを提供するというにとどまらず、法律以外の専門的知見や能力をもった非弁護士取締役を共同経営者として可能にすることでよい経営のための人的基盤が拡大強化されるという利点が強調された¹⁵⁶。

しかしながら、すでにみたように（[表 7]）、MDP の業務内容を有する ILP は数では 2006 年の 68、ILP 全体に占める構成比では 2005 年の 12.2% が最高で、近年益々 ILP の数が増えているにもかかわらずそれに比例して増えていない。むしろ構成比は 2 ないし 3% と著しく低下している。これをみるかぎり、法人化を行っている法律事務所は MDP の利点を考慮しているものとみることにはできないであろう。1994 年以来、MDP 自体はパートナーシップ形態でも可能であるから、「法人格のない法律事務所（ULP）」¹⁵⁷においてより広く行われているとも考えられるが、ILP 導入の法改正がなされたばかりの 2000

¹⁵⁵ ちなみに、弁護士の全国団体である LCA の構成団体メンバーの一つである「大ローファーム・グループ」（Large Law Firm Group, LLFG）に属する 9 つのローファームはどれもパートナーシップであって ILP ではない。

¹⁵⁶ King（前出注 142）p. 44

¹⁵⁷ 「2014 年法」6 条に定義が示されている（前出注 71 参照）

年当時でも、MDP の数は26と報告されており、喧伝されるほどには市場における MDP への需要そのものが大きくないであろう¹⁵⁸。

(c) 有限責任

法律事務所がパートナーシップから ILP になるときの弁護士に生ずる重要かつ明白な変化は無限責任のパートナーから有限責任の弁護士株主への制度上の変化である。具体的には、法律業務に関する責任の範囲は、自己自身およびその監督下にある者の行為に限られ、事務所の対外的債務に対しては会社への出資の限度においてのみ責任を負うことになる¹⁵⁹。これは弁護士にとって大きな利点であることが謳われた。

たしかに、弁護士にとっての利益に通ずるものであるが、反面、これはクライアント、ないし法サービスの消費者の利益を損なうことになるということもまっとうな懸念であった。しかし結局のところ、ILP は実現したわけであり、それは同時に弁護士の有限責任の承認ということでもあった。その正当化の根拠とされたのは消費者保護の実効性である。つまり、ただたんに法令の上で弁護士に対して無限責任の定めがあるからといってもクライアントの被害への支払は不確実であり、むしろ弁護士賠償責任保険による支払の保障こそ現実の支払を可能にするものであって消費者保護には実効的だとするものである¹⁶⁰。要するに、不確実な無限責任よりも確実な有限責任へということである。

そこで、仮に無限責任か有限責任かがクライアントの保護とは無関係だとしたら、弁護士の有限責任が積極的に求められたその背景はなんだろうか。それは弁護士側の事情である。とくに弁護過誤を理由とする賠償請求の頻度

¹⁵⁸ Mark (前出注119) pp. 1200-1201

¹⁵⁹ King (前出注142) p. 45. ただし、弁護士が ILP の役員等である場合にはその地位に付随する責任がありえる。とくに、既述のように ILP の弁護士取締役には特有の連帯責任が課せられている。

¹⁶⁰ Shaw (前出注69) p. 70

の高まりと高額化が1990年代から弁護士界にとっての重大な問題として認識されていた¹⁶¹。それゆえ、1994年にはILPに先立って、専門職団体を運営の単位として、その団体のメンバーが業務上の責任として負わなければならない損害賠償額に上限設定を認める制度が導入され、ロー・ソサイアティは当初からそのスキームを構築して運用している¹⁶²。したがって、ソリシターはそのスキームに参加すれば、損害賠償額に関してはILPと関りなく有限責任を享受することができるようになっている。弁護士に対する有限責任の承認は「リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP)」の形式でアメリカをはじめとして他の国々でも広まっていた現象であるが¹⁶³、オーストラリアはILPというよりドラスティックな形式で有限責任を承認したわけである。

有限責任はILPの導入によってもたらされた利点であるが、同時にそれはその利点ゆえにILP立法をもたらした主要な動因の一つであったとされる¹⁶⁴。もしそれが正しいなら、法律事務所が法人化を目指すもっとも大きな動機となっているのではないかと思われる¹⁶⁵。

(d) その他

ILPの導入に際しては課税面での利点も挙げられた。ILPはパートナーシップの場合に課される個人課税より税率の低い法人課税となることから、

¹⁶¹ Parker (前出注94) p.350; Petzold, J., Firm Offers: Are Publicly Traded Law Firms Abroad Indicative of the Future of the United States Legal Sector?, 2009 Wisconsin Law Review 77 2009

¹⁶² この制度の根拠法は“Professional Standard Act”と呼ばれる。1994年に制定され、その後数次の改正を経ている。ロー・ソサイアティは1996年以来その有限責任スキームを運営している (Information Bulletin on The Law Society of New South Wales Scheme at <https://www.lawsociety.com.au/cs/groups/public/documents/internetregistry/1207069.pdf>、最終閲覧2016年12月20日)。

¹⁶³ アメリカのLLPを含めて、英米独仏の弁護士法人の有限責任のあり方について、さしあたり、坂田吉郎「諸外国の弁護士法人法制について」自由と正義51巻8号34-43頁(2000年)

¹⁶⁴ Petzold (前出注160) pp. 80-81

¹⁶⁵ Stagg-Taylor (前出注141) p.176, n29.

節税することができる。これは法人化を行う重要な動機づけになるであろう。しかし、他面でキャピタル・ゲイン課税、印紙税、賃金税 (payroll tax) など法人化に伴って新たに発生する税目もあり、これらは不利な面となる¹⁶⁶。差引きで有利となるかどうかは個々の ILP の実体や置かれている業務環境によるであろう。また、オーストラリアのみならずどの国においても税制は流動的な面があり、ILP の動向に与える影響を一般的にいうことは困難であろう。

次に、事務所経営の合理化という利点が挙げられる。合議制的 (collegial) な性質をもつパートナーシップの組織と異なり、ILP は取締役、管理職 (manager)、株主、そして被用者を構成要素とする組織機構となる。したがって、かつてのパートナーが保持した包括的な役割は、特定された種々の役割に切り離される。このことは、機動的な経営上の意思決定、特定の役割やそこでの貢献に応じた適正な報酬の付与、経営陣の入れ替えの柔軟性などを可能にするとされた¹⁶⁷。しかし、こうした利点と裏腹に、このことは一人ひとりの弁護士倫理性を阻害する組織の官僚制化というマイナス面ももちうる。これは、ILP のもたらす合理性といってもそれは経営管理の合理性にすぎず、弁護士倫理を目的とする価値合理性ではないという ILP 批判論に通ずる。デメリットはともかくとして、この利点のほうは実際に発揮されているのだろうか。すでにみたように (前掲 [表 4] と [表 5-2] を参照)、小規模 ILP が圧倒的な現状に照らせば、それらと組織機構のメリットがもつ実際上の関連性は弱いというべきであろう。

最後に、被用者との関連におけるメリットも主張された。要は、広く企業

¹⁶⁶ King (前出注142) pp.46-47; Mark & Cowdroy (前出注88) p.679; Mark & Gordon (前出注83) pp.527, 530

¹⁶⁷ King (前出注142) pp.44-45; Mark & Cowdroy (前出注88) p.680; Mark & Gordon (前出注83) p.531

社会で知られているように、株式を被用者に対するストック・オプションとして利用することで、被用者の新規の募集や定着へのインセンティブを生み出すことができるというものである¹⁶⁸。しかし、この点での ILP の効用が実際にあるかといえば、やはり [表 5-2] からわかるように、雇用弁護士がゼロ、または 1 人の事務所で ILP 全体の 62.5% を占める現状では疑問の余地が大きい¹⁶⁹。

V 結び

以上、ILP と称されるオーストラリアの弁護士法人について、その法制度のあらまし、実際の状況を叙述し、不完全ではあるが若干の評価を行った。最後に、日本との比較法社会学的観点から ILP が提起した基本問題を要約して稿を閉じることにしたい。

1 非弁護士による所有、あるいは共同経営としての MDP

世界的にみると弁護士法人の制度設計は多様であり¹⁷⁰、所有形態の面で非弁護士の関与を認めるものと認めないものと大別される。ILP は前者に属するが、非弁護士との共同経営を特別に許容するというのではなく、当然のこととして認めるきわめて例外的なあり方である。

¹⁶⁸ King (前出注142) p.46; Mark & Cowdroy (前出注88) p.681; Mark & Gordon (前出注83) pp.530-531

¹⁶⁹ ちなみに、ロー・ソサイアティの統計によれば、民間開業のソリシター全体について、経営者弁護士に対する雇用されている弁護士の比をみると、2010年から2014年の平均で、単独経営事務所ではプリンシパル 1 人に対して雇用弁護士は 0.54 人、経営者弁護士が 2 人から 4 人の事務所ではプリンシパル 1 人に対して雇用弁護士は 1.28 人である。そして、これらの経営者規模の事務所が全体の約 98% を占めている（資料の所在は、Past Profiles of NSW Solicitors, <https://www.lawsociety.com.au/resources/surveysandstatistics/index.htm>）。

¹⁷⁰ 坂田吉郎（前出注162）35-43頁

このような所有のあり方がなぜ認められるに至ったのか、その正当化の言説ではなく、社会学的な根拠の究明はプロフェッションの理論に関わる興味深い法社会学的課題である。オーストラリアの ILP も英国の ABS もコモンローの下にあるが、大陸法の下でも MDP が可能な弁護士法人はドイツにも早くから存在しているわけであり¹⁷¹、たんに法系の差異によって説明されるわけではない¹⁷²。もとよりこの問いにここで解答を与えることは不可能であるが、これまでの叙述にもとづいて得られる若干の示唆を述べたい。

直接的な要因は、政府の競争政策との関係である。一定の抵抗や摩擦はあったにせよ、弁護士界の動きがこの競争政策に同期しえたことが何よりも決定的であった。その過程での力学がどうであったにせよ、市場の変化に弁護士は対応していかなければならないという認識が支配的となった。その変化とは競争の現出である。それは二面において進行しつつあった。一つは州から全国へ、そしてさらに海外への拡大という市場の範囲の変化において、もう一つは非弁護士の参入という市場のサービス供給サイドにおける担い手の変化という面においてである¹⁷³。この後者の面との関りにおいて、重要な集合的意志決定がなされたということになる。

非弁護士との共同経営の容認という弁護士自身によるこの集合的意志決定

¹⁷¹ ドイツでは、1968年には裁判所の判決により弁護士と他の専門職とのパートナーシップが容認されており、1999年には立法により MDP と有限会社形態との組み合わせが可能となった (Terry, L., German MDPs: Lessons to Learn, 84 *Minnesota Law Review* 1560-1563, 2000)。

¹⁷² アメリカでは、非弁護士による法律事務所の所有への関与を認める提案は一貫して拒絶されてきた。全米法曹協会 (ABA) における最近の議論の状況を伝えるものとして、Frankel, A., *Lawyers Remain Deeply Skeptical of Non-lawyer Investing in Law Firms*, *Asian Legal Business*, May 18, 2016 (<http://www.legalbusinessonline.com/news/lawyers-remain-deeply-skeptical-non-lawyers-investing-law-firms/72364>、最終閲覧2016年7月10日)

¹⁷³ 弁護士と競合関係に立つ隣接法律専門職に相当するものとして、公証人 (notaries public)、会計士 (accountants)、弁理士 (patent attorneys)、税理士 (tax agents)、移民エージェント (migration agents)、コンベイエンスー (conveyancers) などがある (Hughes (前出注 4) pp. 228-230)。

は何を意味しているであろうか。一つの理解として、ここで指摘したいのは弁護士からみた非弁護士像の転換ということである。あるいは、別様に言えば、弁護士という職業をめぐる職業観念の意志的な変更である。この観念には弁護士をどの程度特殊な職業とみるかという一つの次元に沿ってさまざまな濃淡がありうる。その次元上で、オーストラリアでは弁護士の特殊性を強調する位置から弁護士と非弁護士の区別を相対化する方向に動いたのである。その奉ずる特殊性の位置の変化を指し示しているのが、法および倫理規程における弁護士と非弁護士との収入共同（sharing of profit）禁止規定の原則的な撤廃である。

ひるがえって、わが国では、「非弁提携」の禁止という法および倫理上の規定が、弁護士と非弁護士を区別する確たる制度的な仕切りとなっており、日本における弁護士という職業の特殊性を表現するものとなっている。これは独立性や自律性という弁護士にとってのコアな価値を保障するものであるが、反面で提携もしくは連携を排する“孤立性”を内含している。わが国にあって今世紀の司法制度改革によって弁護士人口が増加し、隣接専門職種の権限拡大が進んだ。競争という見地からみると、オーストラリアと類似した市場の変化が看取される中で、こうした“孤立性”が桎梏となって現れることはないであろうか。日本における「非弁提携」（とその禁止）の機能を考えるにあたって、オーストラリアにおけるこの職業観念の変化に伴う弁護士と非弁護士との関係の変更がいかなる帰結を生んでいるかは注視するに値する。

2 営利法人としての弁護士法人

弁護士法人が特別の形式の法人としてではなく、「会社法」による営利法人として認められるとは、まさに“革命的”事態といえる。ここにおいて、伝統的な法プロフェッショナリズムの見地からの問題設定、すなわち、「ブ

ロフェッション」対「ビジネス」、あるいは「倫理 (ethics)」対「営利 (profit)」という二項対立に示される思考法は明確に廃棄されたといえる。弁護士という職業は「プロフェッション」であると同時に「ビジネス」でもあるということを宣命している。これまで、公共奉仕性というプロフェッションの美徳の陰に置かれていた営利性という、それ自体現実的基礎をもつ側面が正当なる特性として前面に持ち出されてきたのである。初代 NSW コミッショナーのステイブン・マークの表現を使うならば、「倫理的にふるまい、稼ぎをあげるように仕事する (Acting ethically and practicing profitably)」¹⁷⁴ 弁護士像の制度的承認を意味する。

すでにみたように、このような倫理性の維持と営利性の同時追求は、ILP において、クライアントの利益に奉仕する義務と利益最大化を求める株主の利益に奉仕する義務との「義務の衝突」という調和困難な課題を提起する。しかし、オーストラリアではこのような「義務の衝突」をあえて選択したのだといえる。今のところその理由については、上記の MDP 承認の理由と同じく、新しい市場の変化に対応するためであったとしかいうことができないが、そのような選択をした以上、緊張や葛藤を回避するのではなく、それを取り込んだ法が形成されざるをえない。

“緊張や葛藤を取り込んだ法”を持つということは、単純な禁止を排して技術を要する複雑な規制に取り組むことを意味する。前述した「会社法適用排除条項」(corporations legislation displacement provision)、弁護士取締役の連帯責任 (vicarious liability) 規定、プロボノ活動に関する弁護士取締役の免責規定などは、立法技術の面におけるその具体的な現われであった¹⁷⁵。また、ILP 監査において「適切な管理システム」(appropriate management systems (AMS)) の導入と維持のために考案された「10の目的」(ten objec-

¹⁷⁴ Mark (前出注83) p. 531

¹⁷⁵ 前出本稿本文9-10頁、および17-18頁を参照。

tives) や「自己評価書」(self-assessment form) などは規制執行の面における技術的工夫の現われであった¹⁷⁶。しかし、こうした複雑な規制の試みは今によって尽くされているわけではない。現行法の下で「自己評価書」は廃止されているように、今後も具体的な規制課題の発生に対応して様々な試みが続いて行くものと思われる。

規制における革新は当然にその実効性の問題を惹起する。とりわけ、最重要の関心は、弁護士倫理の担保という至高の目的に照らした規制の実効性である¹⁷⁷。上でみたように、今までのところ、ILP 制度が発足して以降の弁護士懲戒の全体状況からみて、ILP が倫理上の大きな問題を生み出しているとはいえないし、ILP の規制執行の効果をめぐるこれまでの研究はその有効性に肯定的な結果を示している。しかし、その検証はまだ決して十分ではない。今後のさらなる実証的研究が求められる。

わが国では司法制度改革審議会意見書が法曹を「プロフェッション」として規定し、そうした理念にもとづく制度改革が進められたように、弁護士の営利性を正面から標榜しうる制度的契機は存在しない。だが、経営形態の改革として2002年4月から弁護士事務所の法人化が可能となった。弁護士会内に存在した弁護士業務の“ビジネス化”への懸念の払拭に意を払った制度設計だけに¹⁷⁸、日本の弁護士法人はオーストラリアのILPとは大きく異なっているが、仔細に見れば変化への芽がみえる。具体的にいえば、弁護士法人の社員弁護士に「営利性」の要件である剰余金配当請求権、および剰余財産分

¹⁷⁶ 前出本稿本文11-13頁を参照。

¹⁷⁷ なお、弁護士倫理の担保という見地からの規制の実効性ではなく、学問上の「規制理論」を枠組みとしてILP規制の実効性を評価し、否定的な結論を提示するものとして、Babacan, A., A. Di Iorio, & A. Meade, *The (In)effective Regulation of Incorporated Legal Practices: an Australian Case Study*, 20 *International Journal of the Legal Profession* 315-345, 2013.

¹⁷⁸ 岡田康男「法律事務所法人化法案の策定経過と法案の内容」自由と正義46巻10号32-37頁(1995年)

配請求権が与えられている点である¹⁷⁹。この点に関するかぎり、弁護士法人は営利法人に位置づけられる¹⁸⁰。当面、日本の弁護士法人が株式会社化するなどということは想像できないが、市場という与件の変化が弁護士界内外からのそうした方向への圧力を生み出してくることはありうるであろう。

もし、一層の自由化が推し進められていくのであれば、同時に、オーストラリアにみたような弁護士倫理の担保のための規制の革新が不可避であろう。このことは、複雑性を高める規制の革新が今の日本の弁護士自治の仕組みの下でなしうるかどうかという連動する課題を提起するであろう。自治が弁護士制度にとって本質的なものであることは確かであるとしても、今ある自治のあり方が不断の吟味の対象であることもまた確かなことであろう。

¹⁷⁹ 剰余金配当請求権については弁護士法30条の30第1項（会社法621条の準用）、残余財産分配請求権については同法30条の30第2項（会社法666条の準用）

¹⁸⁰ 神作裕之「一般社団法人と会社—営利性と非営利性」ジュリスト1328号38-40頁（2007年）